別表二十　退職年金等積立金に係る申告書－退職年金業務等を行う法人の分

税務署受付印	年　月　日 税務署長　殿	※	
納税地	電話（　）　－	税務署処理欄	
（ふりがな） 法人名			
法人番号			
（ふりがな） 代表者			
代表者住所			
（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者			
事業種目			
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		

年　月　日
年　月　日　事業年度分の　申告書

退職年金等積立金額 (2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＋(7)＋(8)＋(9)＋(10)		1	円	課税退職年金等積立金額の計算 分割等により引継ぎをした場合の	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	円
同上の内訳	確定給付年金資産管理運用契約分	2			(15)　の　12分の　相当額	16	
	確定給付年金基金資産運用契約分	3			分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17	
	確定拠出年金資産管理契約分	4			(17)　の　12分の　相当額	18	
	個人型年金に係る分	5			課税退職年金等積立金額 (16)＋(18)	19	
	退職等年金給付に係る分	6		課税退職年金等積立金額の計算 合併等により引継ぎを受けた場合の	合併法人等の退職年金等積立金額	20	
	勤労者財産形成給付契約分	7			(20)　の　12分の　相当額	21	
	勤労者財産形成基金給付契約分	8			被合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22	
	厚生年金基金契約分	9			(22)　の　12分の　相当額	23	
	適格退職年金契約分	10			課税退職年金等積立金額 (21)＋(23)	24	
課税退職年金等積立金額 (1)×12分の		11		この申告が修正申告である場合	この申告前の法人税額	25	
法人税額 (((11)、(19)又は(24))の１％相当額)		12			この申告により納付すべき法人税額 (14)－(25)	26	
中間申告分の法人税額		13		中間申告の場合にはその計算期間		年　月　日 年　月　日	
差引この申告により納付すべき法人税額 (12)－(13)		14		旧納税地及び 旧法人名等			

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）